

## 燃料油価格激変緩和補助金対象事業者各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

室長 甲元 信宏

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課

課長 松本 博明

## 燃料油価格定額引下げ措置に関する御協力について（依頼）

本年12月31日からガソリンの当分の間税率（旧暫定税率）が廃止されることになりました。急激な価格変動による流通の混乱を抑制する観点から、燃料油価格定額引下げ措置の補助金支給単価について、以下のとおり段階的に引き上げることとします。

・ 現行	ガソリンの支給単価：10 円/L	軽油の支給単価：10 円/L
・ 11月13日（木）から	ガソリンの支給単価：15 円/L	軽油の支給単価：15 円/L
・ 11月27日（木）から	ガソリンの支給単価：20 円/L	軽油の支給単価：17.1 円/L
・ 12月11日（木）から	ガソリンの支給単価：25.1 円/L	軽油の支給単価：同上

これにより、補助額を含めた実質的な卸価格が段階的に下がることになります。

元売及び輸入商社の各事業者におかれましては、本方針を御理解いただき、ガソリン等販売業者に対して差別対価や取引条件等の差別取扱いなど独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう法令遵守体制を確保していただくとともに、系列特約店等に対し、以下の取組を周知いただきますようお願いいたします。

- 卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくこと。
- 今後とも、公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただくこと。
- 資源エネルギー庁による価格モニタリング調査について、引き続き回答に御協力いただくこと。

## ◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 : 03-3501-1320

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課 : 03-3581-3371